

長浜南部土地改良区

銘柄コード

法人番号

1700150031772

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	01	農業
細分類 (申請事業)	0131	穀作サービス業
該当なし		管理統括者 【役職】 【氏名】

【エネルギーの使用の合理化】

該当なし (2023年度実績)	□.□□		原単位分母 ■■■■量(トン)		
	主たる事業 の構成割合		□□.□ %		
事業者全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の 5年度間平均原単位変化(%)	□□.□				

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業に上乗せる 電気の需要最適化 原単位 該当なし	□.□□		原単位分母		
	■■■■量(トン)				
DR実施日数	□□				
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の 5年度間平均原単位変化	□□.□				

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

該当なし

ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□ kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□ kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

エネルギー総使用量	9,834	GJ	254	kL
前年度エネルギー 総使用量	□□□□	GJ	□□□□	kL
調整後温室効果ガス 排出量	□□□□□	t-CO ₂		

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

該当なし 調整後温室効果ガス 排出量の算定に用いた 認証排出削減量等の量	合計量	
	□□□□□ t-CO ₂	
-	- t-CO ₂	
-	- t-CO ₂	
-	- t-CO ₂	

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	25.7%				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	25.7

該当なし				■■■■■業		
目安(2030年度)		【指標】●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●の●●●●に占める●●●●の割合。				
		【目標となる水準】□□%以上				
目標(2030年度)		□□%				
直近5年度間の実績値		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		／	／	／	／	□□%
目安設定業種		－		－		
目安(2030年度)		－				
		－				
目標(2030年度)		－				
直近5年度間の実績値		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		／	／	／	／	－

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

該当なし

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

当改良区は琵琶湖を水源とし、長浜市の南部に位置する約660haの農地に揚水を供給している団体です。エネルギーの使用量はポンプの稼働率によって決まり、各年の天候や耕作状況によって左右される性質があります。当改良区としては、農業者と連携し運転時間の削減や節水の呼びかけ、適正な施設の維持管理によりエネルギー使用量の低減に努めています。また、来年度は省エネルギー化推進に向けた基本構想を策定しさらなる省エネルギー化に努めます。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

電灯用電力の契約メニューを非化石電力メニューへの転換を検討します。太陽光発電設備の適切な維持管理により、引き続きCO2削減に努めます。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

該当なし

(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

2. 関連リンク

【タイトル】	●●●●●(URL)
【タイトル】	●●●●●(URL)
【タイトル】	●●●●●(URL)

(注意事項)

- 赤枠囲み欄は必須記載です。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。